

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書</p> <p>平成 16 年 9 月 28 日 04 - 制度 - 00039 沿革（略） <u>平成28年 3 月 9 日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書</p> <p>平成 16 年 9 月 28 日 04 - 制度 - 00039 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（対象契約） 第 1 条 この特約の対象は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技術提供特約書」という。）第 1 条に定める対象契約のうち、次の各号 <u>（※ 1）</u> のすべてに該当するものとする。 一 <u>一の契約に輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が 億円 <u>（※ 2）</u> 以上</u> 二 <u>一の契約の契約金額のうち、技術提供契約に係る対価等の額の割合が % <u>（※ 3）</u> 以上</u> 三 <u>輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額のうち、マイルストーン支払い及びプログレス支払いにより決済される対価等の額（ただし、船積実行日をマイルストーンとして決済される対価等の額を除く。）の割合が % <u>（※ 3）</u> 以上</u></p>	<p>（対象契約） 第 1 条 この特約の対象は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技術提供特約書」という。）第 1 条に定める対象契約のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。 一 <u>技術提供特約書第 1 条に定める対象契約のうち、一の契約に輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が 10 億円以上のもの（ただし、仲介貿易契約に係る対価等（技術提供特約書第 2 条に定める「対価等」をいう。以下本追加特約において同じ。）の額が技術提供契約に係る対価等の額を超える場合、仲介貿易契約に係る対価等の額が、一の契約の契約金額の 50%以下で、かつ、技術提供契約に係る対価等の額が当該一の契約の契約金額の 10%以上のものに限る。）</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>四</u> フルターンキー契約<u>その他</u>の設備の建設工事の請負契約</p> <p><u>(※1) 第1号から第4号を任意に設定。</u> <u>(※2) 10億円以上の任意の額を設定。</u> <u>(※3) 任意の割合を設定。</u></p>	<p><u>二</u> フルターンキー契約<u>その他</u>設備の建設工事の請負契約であって、<u>一の契約の対価等の決済が、マイルストーンの達成時、一定期間の経過時その他の当該契約で定められた時点における技術等の提供の出来高並びに輸出貨物及び仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の船積額を当該契約の当事者間で確認することを条件に行われるもの。</u></p>	
<p>(保険責任開始日) 第2条 前条に規定する対象契約に係る貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。</p>	<p>(保険責任開始日) 第2条 前条に規定する対象契約に係る貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。</p>	
<p>(保険料) 第3条 第1条に規定する対象契約に係る技術提供特約書第6条に規定する金額のうち、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の額の計算にあつては、<u>貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）Ⅱ [1] 2 (1) ④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ [1] 1 (1) ②(ii)に規定するXは、輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該対価等の決済予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ [1] 2 (2) ②(iii)に規定する算式中「船積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。</u></p>	<p>(保険料) 第3条 第1条に規定する対象契約に係る技術提供特約書第6条に規定する金額は、次の各号の規定により算出した金額とする。 <u>一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ [1] 2 (1) ④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ [1] 1 (1) ②(i)に規定するX及び同規程Ⅱ [1] 2 (2) ①(i)に規定するXは、保険契約締結日から（当日算入）輸出貨物等の最終船積予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積前日数」という。）とする。</u> <u>なお、対象契約の契約書上に完成納期のみが定められ、輸出貨物等を船積みすべき期日の定めがない対象契約にあつては、保険契約の締結に際し、甲が申告した日を輸出貨物等の船積期日とする。</u> <u>二 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、保険料率等規程Ⅱ [1] 2 (1) ④の規定に基づいて準用す</u></p>	

新	旧	備考
	<p>る同規程Ⅱ〔1〕1(1)②(ii)に規定するXは、輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該対価等の決済予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ〔1〕2(2)②(iii)に規定する算式中「<u>船積前期間の日数</u>」とあるのは「<u>追加特約船積前日数</u>」と、「<u>船積後期間の日数</u>」とあるのは「<u>追加特約船積後日数</u>」とする。</p>	
<p>第4条～第7条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第4条～第7条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	